

一般社団法人 品川青色申告会 会報

(一社) 青色ニュース 新年号

一般社団法人 品川青色申告会

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

TEL : 03-3474-7564(代) FAX : 03-3458-2616



最新会報ホームページから閲覧可
最新情報フェイスブックで公開中
下記ワード検索又はQRコードで！
「品川青色申告会 フェイスブック」



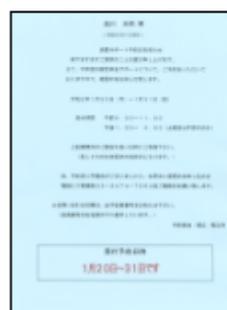
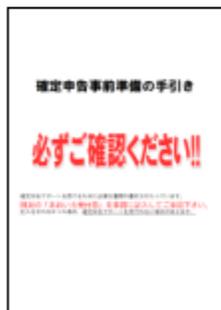
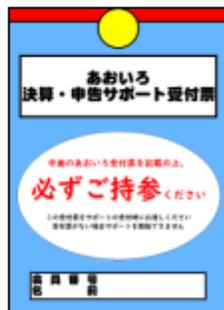
ホームページの
QRコード(黒)



フェイスブックの
QRコード(青)

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。

GO GO! おおいちちゃん



あおいろ 決算・申告
サポート受付票
提出・必須

確定申告事前
準備の手引き
内容・確認必須

受付予約日時
氏名等・確認必須

前月号会報に同封【サポート関係書類一式】が鍵！
先月お渡しした『サポート関係書類一式』に同封されている、各チェック表や集計表をご利用された方はそちらもお持ち下さい。
前回3種類の書類が同封されていました。

サポートの準備は前月号で！

お忘れなく！

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分の決算書・申告書を令和元年年分の集計表等と一緒にお持ち下さい。過年度の書類を青いファイル(一部オレンジ色のファイルの方あり)に入れて保存している方は、それをそのままお持ち下さい。(新規入会者を除く)なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますのでご注意ください。



青いファイル(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認して、お持ち下さい。

2020年 青色カレンダー



一般社団法人 品川青色申告会

東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F TEL: 03-3474-7564(代)

令和2年版【青色カレンダー】出来上がりました！

事務局において絶賛配付中ですので、事務局へお越しの際にお申し付け下さい。

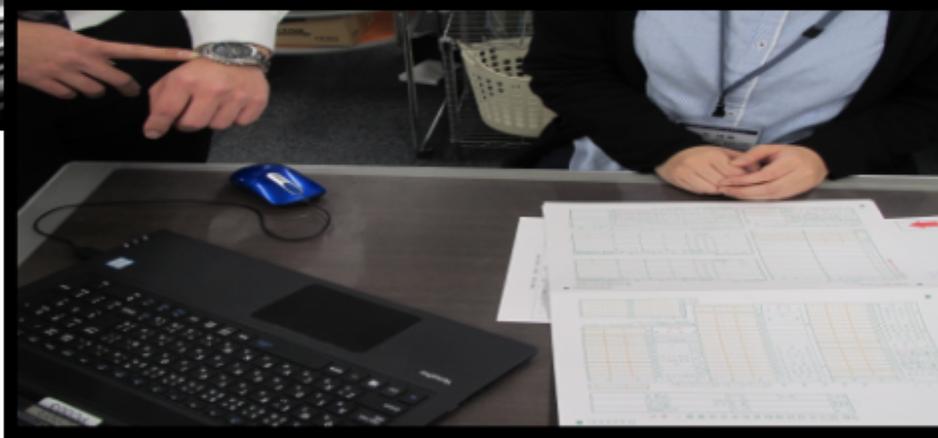
千部だけの限定生産、在庫なくなり次第配布終了のプレミアムカレンダー!! な、な、なんと無料です!!

※会報配付役員の方には優先的にお渡ししております。

→配付役員の方は今月号会報に同封されております!

事務局からの提案

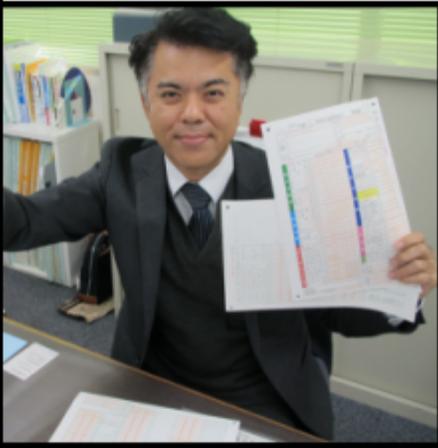
1時間ルール強化!!



職員が時間を管理します

1時間経過 . . .

仮決算おすすめています



再度受付予約を . . .



仮決算を行いませんか？

前月号同封の「下書き用決算書」へ令和元年分の売上や各種経費等の集計結果を記入し、サポートの前に「仮決算」を行いませんか？

1人でも多くの提出をお願い致します。

※郵送又はファックスによる提出の場合、到着後に確認のご連絡をしますので、日中の連絡先も忘れずにご記入下さい。(郵便事故等の観点から直接提出を推奨いたします)

※確定申告書の下書き用紙は、今年度より同封してません。必要な方はお申し付け下さい。(国税庁ホームページからもダウンロードできます)

【仮決算・仮申告】とは？

- 1、前月号同封の下書き用紙に数字を記載して下さい。確定していない部分は空白で提出OKです！日中の連絡先もご記入下さい。
- 2、品川青色申告会に令和2年1月16日(木)までに提出して下さい。16日(木)以降も受付致しますが、17日(金)以降に提出の場合事前入力の一部のみになる可能性があります。
- 3、本番サポート日までに提出頂いた数字を事務局のシステムに事前入力致します。
- 4、職員のデータ入力する時間が省略出来る為、サポート本番の時間が大幅に短縮!!

絶対おすすすめ!!

事務局より

あけましておめでと〜ございます。旧年中は事務局運営にご協力を賜り誠にありがとうございました。令和2年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、先月号の会報より、いよいよ始まる決算・申告サポートにつきまして、会員の皆様へ1時間ルールの徹底や仮決算・申告書の提出等を事務局よりお願いしております。

決算・申告サポートは、本番前にしっかりと帳簿の集計・確認を行い、疑問点等を解決する事で、ようやく1時間以内に終える事が可能となります。

多くの会員の皆様にとっては当たり前のことかもしれませんが、その一方で残念ながら「売上や必要経費を集計することなく来局される方」「会計ソフトの帳簿確認を事前に行っていない方」「土地建物の譲渡や大規模修繕等、特殊案件を事前に相談されない方」等、1回のサポートに1時間以上かかってしまう方がいらっしゃるのも事実です。

近年、このような準備不足の一部会員と、全て事前に準備をされている会員との公平さが保たれなくなり、皆様からの不満のお声を頂戴しております。

改善には事務局職員の更なるレベルアップも当然に必要ですが、会員皆様のご協力がなければ円滑な事務局運営は行えません。どうかこの事情を踏まえ、帳簿の集計・確認を行い、疑問点の解決・特殊案件の事前相談等、サポート当日がスムーズに行えるよう、また仮決算・申告書の提出にご協力下さいますようお願い申し上げます。

1月より3か月間限定となりますが事務局控室に無料のウォークターサーバイを設置いたします。「会員の皆様がお待ちになっている時間のストレスを少しでもなくしたい！」そんな事務局の思いを汲んで頂き、会長が執行部の皆さんへ提案され、快諾していただきました。ぜひ皆様ご利用ください。それでは確定申告サポート期間中も事務局は「明るく、楽しく、元気よく」をモットーに皆様のご来局をお待ち申し上げます。

(一社)品川青色申告会
事務局長 石原 昌克



重要 2020年分以降(令和3年に申告)青色申告特別控除が改正されます

2020年分の確定申告より基礎控除の改正にあわせて、65万円控除の青色申告特別控除が55万円控除に改正されます。

ただし、既存の要件を満たし、かつ、下記いずれかに該当する方は引き続き65万円控除が適用されます。

- 1、期限内にイータックスにて確定申告を行っている。
→ 本人送信以外にも税理士による代理送信でも適用可能。
- 2、帳簿等を電子保存(一定条件あり)している。
→ 所轄税務署へ事前に申請書の提出が必要となります。

2020年分以降65万円控除の適用をご希望の方へ

当会はお申込み頂くだけでご利用頂ける、税理士による無料の【イータックスの代理送信】を推奨しています。
※代理送信のお申込みは、例年3月5日頃までとなります。以降はお申し込みの状況に応じ規定人数に達した時点で終了となります。

→ 2月中のご来局を推奨しております。

※電子保存申請をされていない方は、代理送信申込終了後は、ご自身によるイータックス申告が必要です。

【(参考)電子帳簿保存の申請に関して】

一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

※新たに業務を開始した個人事業主については、その業務を開始した日から2月を経過する日まで、承認申請書の提出を行うことができるようになりました。(令和元年(2019年)9月30日以後に行う承認申請から適用されます。)

※原則として課税期間の途中から適用はできません。

→令和2年分の所得税確定申告から、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

→電子帳簿保存の要件に対応する会計ソフトは限られていますのでご注意ください。

【(参考)電子帳簿保存について】

令和2年分に限っては、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。



土地・事業用資産以外の建物や事業用資産を譲渡された方へ 不動産の売却は、税務署での確認が必要です

不動産を売却された方は、以下の書類を持参し、所轄税務署にて

【譲渡所得の内訳書】を作成して下さい。

※ 作成されていない方は当会にて確定申告書を提出(完成)できません。

※ 税務署へは午前9時～午後4時まで受付を行って下さい。



譲渡所得の内訳書

1、土地・建物を譲渡された方(基本の持ち物)

- ・売却時の売買契約書、登記事項証明書(手元にある場合)、取得費(取得時の売買契約書、登記費用等の領収証)及び譲渡費用等の領収証の写し

【税務署への提出書類】…居住用財産を売却した場合の軽減税率を適用される方⇒登記事項証明書(土地・建物)

【税務署への提出をお願いしている書類】…譲渡時及び取得時の売買契約書の写し、取得費及び譲渡費用等の領収証の写し

2、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を受ける方

- ・上記1、の書類
- ・収用証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書(税務署へ提出が必要です。)

3、事業用資産を譲渡された方

- ・上記1、の書類
- ・令和元年分の青色申告決算書等で事業用資産の未償却残高がわかる書類

4、収用等に伴う代替資産の取得等をされた方

- ・上記1、の書類
- 【代替資産取得済の場合】…収用証明書、代替資産の登記事項証明書等で代替資産を取得したことを証する書類、代替資産の取得価額を明らかにする書類(売買契約書・領収証の写し等)
- 【代替資産取得見込みの場合】…収用証明書

5、特定の事業用資産の買換え等をされた方

- ・上記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】…買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書、買換資産を事業の用に供したことを明らかにする書類(賃貸借契約書等の写しなど)、譲渡資産や買換資産の所在地域を証する市区町村等の証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】…譲渡資産の所在地域を証する市区町村等の証明書、買換資産の種類・取得予定年月日・取得価額の見積額がわかるもの又はこれらを記載したメモ

6、居住用財産の買換えをされた方

- ・上記1、の書類
- 【買換資産取得済の場合】…譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書(閉鎖登記に係るものを含む)、買換資産の取得価額を明らかにする契約書・領収証の写し、買換資産の登記事項証明書
- 【買換資産取得見込みの場合】…譲渡した土地建物等に係る登記事項証明書(閉鎖登記に係るものを含む)、買換資産の種類・取得予定年月日・取得価格の見積額がわかるもの又はこれらを記載したメモ

新年のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

平素は女性部の活動にご理解ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

本年も、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

女性部では、税務署の方を講師に迎えて税金に関する勉強会や部員同士の親睦を深める懇親会等を行っております。また、他会の女性部との交流や本会事業に協力するなど活発な活動を行っており、多くの業種の方との女性同士の交流・情報交換の場となっております。

ご興味をお持ちいただいた皆様のご入部をお待ちしております。

結びにあたりまして、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。



女性部
飯村 久子部長

令和二年 元旦 女性部長 飯村 久子



年末懇親会の集合写真です

女性部部員募集

女性部では新しい部員を募集しております。

年会費は1,200円です。

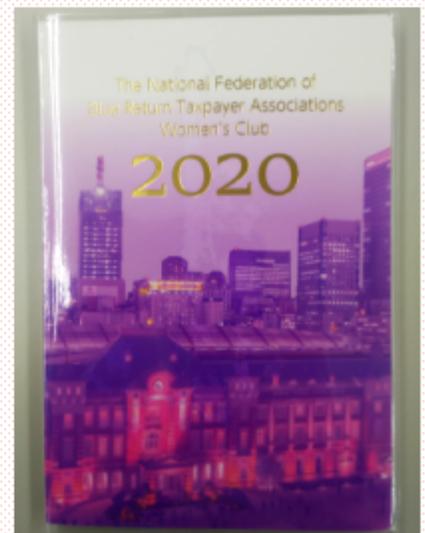
部員にはもれなく女性部手帳(右写真)をプレゼント。

皆様のご入部をお待ちしております。

ご加入申し込みは(一社)品川青色申告会まで

電話 03(3474)7564

担当 イガラシ



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

Be a Great Small.
中小機構

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索



新規のお申込み ご持参いただく物

- 銀行印
- 個人名義※の引落先口座の通帳
※屋号名義のものは不可

(注)お申込みには加入条件があります。

詳細はお問合せ下さい。

掛金の増減手続 ご持参いただく物

- 認印
- 増減額申込書



↑【画像：増減額申込書】

お手元がない方は品川青色申告会へご連絡下さい。発行手続き致します。

請求時に共通してご持参いただく物

小規模企業共済は、請求方法によって必要書類が変わります。

- 印鑑証明書 (3ヵ月以内のもの) 実印
※死亡請求の場合は請求者順位が決まっており、その請求者の印鑑証明書が必要です。
- 共済番号が出ている小規模企業共済事業団より送付されている書類 (ハガキや証書など)
- マイナンバー確認書類 (番号確認書類、本人確認書類)
※ 死亡請求の場合は【死亡した共済契約者】と【請求者】両者の番号確認書類が必要です。本人確認書類は請求者のみ必要です。

廃業 (事業主) ご持参いただく物

- 上記共通してご持参いただく物
- 廃業届 (税務署印のある控えのコピー)
- 戸籍謄本
※【分割受取】【一括・分割併用受取】の場合は必要。一括受取の場合は、不要

老 齢 給 付 ※ 年 齢 6 5 歳 以 上 加 入 期 間 1 5 年 以 上 ご持参いただく物

- 上記共通してご持参いただく物

死 亡 請 求 →お問合せ下さい

決算申告サポート期間(1月20日~3月16日)は大変込み合いますので、お手続きが必要な方は早めに事務局へお越しください。

詳細は(一社)品川青色申告会 職員へお尋ねください。

青年部部長 年頭のご挨拶



あけましておめでとーございます

皆様には、幸多き新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は大変お世話になりました。青年部は本年も、皆様により一層ご満足いただける活動をめざします。

青年部は、20代から80代まで合計40名を超える様々な業種の部員がおり、税金、法律や品川区の歴史の勉強会のほか、大人の社会科学見学（一人では行きづらい場所への見学会。昨年はボクシングを見に行きました）や飲み会を行って、部員同士の懇親を深めております。

青年部という名称ですが、年齢は問いませんので、ご興味のある方は是非お問い合わせ下さい。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和二年元旦 青年部部長 近森章宏



年末懇親会です。今回は洋食を堪能しました！
ほろ酔いで記念に1枚！



東京の青年部が大集合！！品川青年部からも部員10名で大異業種交流会に参加しました！

青年部担当による
消費税研修会



部長の近森弁護士による法務の勉強会

品川歴史勉強会
テーマは「川」でした。



委員の神野税理士による
税務の勉強会



青年部は上記以外にも活動しております！アナタも青年部の仲間になりませんか！？

部費は年間3,000円ですが、入部すると様々な特典が付いてきます！！

今後とも特典は拡充予定！？しかも今入部すると部費が…！？詳細は青年部担当の津留（ツル）まで！

【部員特典】★記帳に関する各勉強会が永久無料！？★レンタル会計ソフトが半年間無料！？

★帳簿印刷サービスが永久無料！？★懇親会費が初回割引！！！？ など

青色コーナー従事者募集!

品川税務署と一緒に青色申告の普及を行いませんか?



『青色コーナーとは?』

確定申告期に青色申告制度や記帳の仕方について説明を行う事を目的に税務署が設置・運営しています。例年税務署から青色申告会に協力の依頼があり、ボランティアで従事している場所です。

また、青色申告会の魅力を知って頂いて、新しい青色仲間を増やす場でもあります!

⇒令和2年も品川税務署内にて、設置します!

『青色コーナー従事者大募集!』

会員の中から一緒に参加して頂ける方を大募集します。

『ご安心を! 研修会を設けます!』

「説明できる知識もないし、自信がないよ～」と、感じているアナタ!! 研修会をしっかりと行うのでご安心を!!

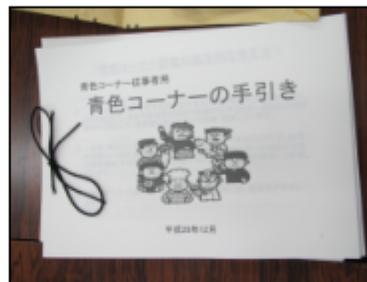
『アナタの経験談がポイント!』

もちろん研修会も開催しますし、必ず税務署の職員と事務局職員が一緒に対応いたしますので、ご安心を!

難しい税法の話は専門の従事者や役職員に任せてあなたの記帳に関する実体験や申告会に入会して良かった事等を存分にお話し下さい! そのお話が新規会員獲得につながります。ぜひ、青色コーナーで従事しましょう!

無難州ですが、自分自身の記帳方法も再点検できるチャンスかも!? また、確定申告時期の税務署の雰囲気を知ること、納税意識を高める、大変貴重な体験になるはず!

ご興味を持たれた方は、(一社)品川青色申告会へお気軽にお問合せ下さい!



【写真】市川会長 青色コーナーにて

税務署職員と事務局職員が一緒に対応するので安心! お気軽にお問合せを!

青色コーナー従事者研修会

一回目 … 令和2年1月24日(金)午後5時～

二回目 … 令和2年2月 1日(土)午後2時～

三回目 … 令和2年2月 7日(金)午後5時～

【場所】(一社)品川青色申告会 会館3階

【時間】一時間程度

【内容】一回目…青色コーナーにおける注意点

【講師】品川税務署 記帳指導推進官

二回目…申請書等記入の仕方、青色申告の特典 他

【講師】事務局・コーナー専従者

三回目…想定される質問への回答例、会員勧奨の仕方

【講師】事務局・会役員他



令和元年分 ～所得税・消費税～

決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方 (事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日 程	時 間
R2年1月16日(木)	午後1時30分～4時
R2年1月17日(金)	午後5時30分～8時

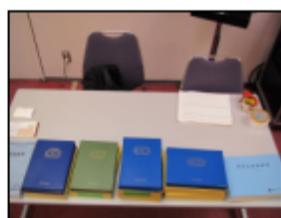


不動産所得のみの方

日 程	時 間
R2年1月16日(木)	午後5時30分～7時30分
R2年1月17日(金)	午後1時30分～3時30分

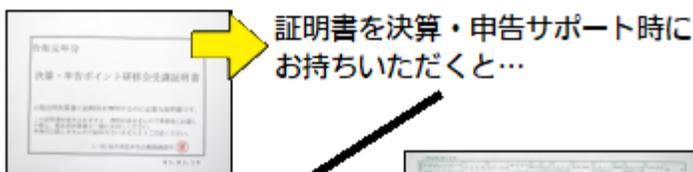
- ★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。
- ★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽にお越し下さい。(予約不要)
- ★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。
- ★受付は各開始時間の30分前からとなります。
- ★両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。

【講 師】品川税務署担当官 他 【参加費】無 料
 【会 場】きゅりあん6F大会議室
 住所：品川区東大井5-18-1
 電話：03(5479)4100



会場では【各帳簿の販売】や【確定申告関連の下書き用紙、補助資料の無料配布】を行います！

ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します！



証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

- ・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

- ・データ上に表示し税務署へ提出します。



●交通のご案内 JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線……大井町駅 徒歩約1分
 ※駐車場は商業施設との共用のため、土・日・祝日は特に混雑します。なるべく電車・バスをご利用ください。
 ※会館周辺道路は狭いため、近隣にご迷惑となりますので駐車率ができません。ご注意ください。

【会 場】

きゅりあん6F大会議室
 住所：品川区東大井5-18-1
 電話：03(5479)4100

★一階の『小ホール・会議室・会館受付入口から』入り、左方面にあるエレベーターは直通となります。

★大井町駅中央側（ヤマダ電機側）のエレベーターは、7Fに上がり反対側エレベーターに乗換えが必要です。

従業員を雇用している事業主様へ

労働保険に加入していますか？

労働保険

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり等した場合に、労働者を保護するために保険給付を行う保険です。（例：治療費の給付等）

雇用保険

労働者が失業した場合や、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に労働者の生活の保障や再就職を促すために必要な給付を行う保険です。（例：失業保険の給付等）

加入を怠った場合…



労働保険に加入せず、労災事故が起きてしまった場合、事業主は治療費用を支払った上、さかのぼって労働保険料（追徴金込）が徴収されます。

労災事故については健康保険の対象外となりますので、その金額は多大なものとなります。

他人従業員がいる (パート・アルバイト含む)

強制加入！ YES

週に20時間以上働いている従業員の方
→労災保険と雇用保険の加入が必要です。
週に20時間以上働いていない従業員の方
→労災保険のみ加入が必要です。

事業主や家族従業員の方は、
特別加入で労災保険の適用を受けることができます。

NO

労働保険に加入できません

建設業で任意に労災保険に加入したい方は、
一人親方労災保険に加入できます。

事務組合に委託すると、次の手続きを代行いたします。

- ・労働保険の加入手続き
- ・特別加入の申請（事業主や家族従業員が労災保険に加入）
- ・雇用保険の各種手続き（助成金を除く）
- ・毎年の労働保険料の計算、申告・・・等々

¥ 年間事務手数料：5,000円（税別）～

労働保険担当まで
お気軽にお問合せ下さい

担当：穂苅・山本

新規加入委託手続きに必要なもの

（例：労働保険・雇用保険新規加入の場合）

- ・住民票
- ・貸金台帳
- ・労働者名簿
- ・営業を証明するもの2つ
（事務所賃貸契約書、領収書等）
- ・印鑑（銀行印・認印）

※状況により必要書類は異なりますので、
お問い合わせください

しながわドリームジョブ



12月6日(金)に品川区立城南小学校で行われている「しながわドリームジョブ」という生活科の授業に数ある地元の有名企業と共になんと品川青色申告会も参加致しました。

この「しながわドリームジョブ」とは品川区独自のキャリア教育事業です。様々な分野の職業の方が講師となり、児童の皆さんに職業に興味を持ち、自分の将来について考え、実現させるための具体的な方法を学ぼうという授業です。



<職業紹介>

青色申告会は、個人事業主のサポーターとして帳簿の大切さ複雑さを説明…何とか伝わったかな？

やってみよう!



<職業体験>

事務局職員と電卓早打ち対決!!! 局長の電卓の速さに小学生を圧倒!!!

<質疑応答>

小学六年生とはいえ、鋭い質問があったり、電卓にもものすごく興味を抱いたり・・・



初めての試みとして城南小学校で申告会の紹介をしました。小学生にこの仕事を伝えるのはとても難しかったですが、最後にはとても興味を持ってもらうことができました。

とてもいい経験ができました。事務局：山本

青色な会長日記

~3ページ目~

対外活動報告

【12月3日】

東京商工会議所品川支部 評議員会に出席
令和2年度税制改正要望について協議しました。

【12月9日】

品川税務署・東京税理士会品川支部・品川青色申告会による3者協議会に出席令和元年度の代理送信等の要望・確認を行いました。

【12月11日】

品川桐友会総会に出席

会長：市川 秀平

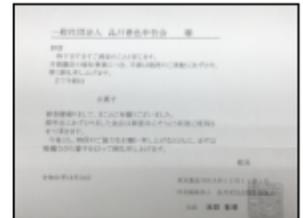
当会は子ども食堂を応援します。

令和元年10月12日(土)・13日(日)に品川青色会の広報活動の一環として大崎夢棧橋のイベントにブースを出展する予定でしたが台風19号の為、中止となりました。そこで事前に用意した配布予定のお菓子を10月24日に品川区社会福祉協議会しながわ子ども食堂ネットワークへ寄付させていただきました。



子ども食堂とは？

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。



皆さん、あけましておめでとー!!です。本年もよろしくお願ひ申し上げます。早いもので令和も2年目を迎えますので、だいたい令和に慣れてきました。あと数年もすれば平成が遠い昔の時代に思えてくるのでしょうかね。このコラムを書くにあたって、昨年は何を書いたかなあ?と思ひ、昨年のコラムを見直してみました。昨年は会報の印刷に関して、事務局の印刷機では限界がある...などと書いていました。一年前の自分に伝えてあげたいです。『今は会報の印刷が綺麗に仕上げる事が可能になったぞ!』と(笑) さて、前回から告知している通り今回の決算・申告サポートは改訂ルールに基づき行っていきます。1時間ルールを形骸化させない為に、時間の管理を各担当者に行わせる予定です。「ルールを設けただけで、何も変わっていないじゃないか!」と、ならないように試行錯誤してサポートをご提供していきます。まずは、『皆さんがどのくらいサポートに時間が掛かっているか?』『どうすればスムーズに終える事が出来るか?』を一緒に考え、次回のサポートに向けてご提案したいと考えています。現在職員で細かい部分を協議中です。一見厳しく思えるかもしれませんが、無駄を省き、少しでも皆さんの待ち時間を軽減させる為です。ご理解のうえ、ご協力下さい。 私はここ数年、決算期に関しては内部作業を中心にしています。その為、直接会員サポートを行う事が少なくなっており、皆様のご意見を伺う機会が少なくなっております。サポートした担当に対するご意見等、直接話しづらい内容のものは、遠慮せず事務局長の石原、又は、津留までお申し付け下さい。職員もより良いサポートをご提供する為に日々研鑽して参ります。青色仲間全員で確定申告を乗り切りましょう!【事務局 津留】

よろず発信★
リターンズ

40回目



事務局からお知らせ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要す場合があります。

※引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属出来ます。最寄りの青色申告会へ異動を希望される方はお申し付け下さい。

※ご結婚等により氏名が変わった方は、税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は、税務署へ届出書の提出が必要となります。

※所轄税務署が変更された場合、税金の引き落とし口座を改めて提出する必要があります。

③事務局にて各種届出書作成サポートを行っております。

印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則として、一定期間内に『準確定申告』が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。

詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

※その事実から3ヶ月以内にご連絡頂く事が条件です。詳細はお問い合わせ下さい。

【年始の業務について】

★令和2年1月6日(月)の～3月

【土曜日営業について】

★1月11日(土)～3月14日(土)

までの土曜日は午前のみ営業致します。

※土曜日の受付は午前11時までとなります。

【次年度受付予約時間について】

★サポート時に次年度の(仮)受付予約時間を頂いております。

ご協力下さい。なお、仮の受付予約時間となります。

人数調整の結果、ご予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【ご来局についてのご案内】

★1月14日(火)は、新年賀詞交歓会が行われます。

★1月16日(木)17日(金)は、決算・申告ポイント説明会が『ぎゅりあん・6階大会議室』にて行われます。

(注)★印がついている日に御用がある方は、午前中のご来局をお願い致します。

午後は、記帳相談等について対応致しかねる場合がございますので、予めご了承下さい。

【お問合せについて】

★1月20日(月)以降は、電話が大変繋がりに難くなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

【駐車場について】

★車でご来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。ただし、事務局の直ぐ隣りにあった有料駐車場は数年前に閉鎖されていますのでご注意ください。また、近隣にあるその他の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車等での、ご来局をお勧め致します。

令和元年12月18日時点の
決算・申告サポート受付予約状況

【平日の状況】

2月12日以降の午後
2時から比較的
空いています。

【土曜日の状況】

土曜日は全体的に
大変混み合っています。



インフルエンザ予防、体調管理等の為、マスクを着用し接客をさせていただきます。また、会員の皆様も来局の際は手洗い、マスクの着用にご協力下さい。



経済センサス - 基礎調査

すべての事業所・企業（農林漁業家等を除く）を対象として、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月にかけて経済センサス - 基礎調査を実施します。この調査は、「統計法」に基づき実施される国の統計調査であり、日本の経済活動の変動や動向を明らかにするための大規模かつ重要な調査です。調査員が事業所の外観から活動状態などを判断し、一部の事業所へは調査票を配布いたします。調査結果は各種行政政策の立案などに利用されます。ご理解とご協力をお願いいたします。



問い合わせ/品川区 地域活動課 統計係
TEL 5742-6869

